

新宿区環境マネジメントシステムの運用について

1 新宿区環境マネジメントの概要

- (別紙1) 新宿区環境マネジメントマニュアル(第2版)
- (別紙2) 新宿区環境マネジメント活動の手引き(第2版)
- (別紙3) 新宿区環境法令ハンドブック(第2版)平成30年9月修正
- (参考資料) 環境監査報告書・環境マネジメント活動報告書

2 平成29年度新宿区環境マネジメント活動結果について

別紙4参照

3 「新宿区環境マネジメント」第三者評価の実施について

①効果・効率的に運用されているか。②適切な効果を挙げているか、③区の実態にあった環境マネジメントとして改善すべき点はないか等の観点から外部専門家による第三者評価を実施します。

- (1) 実施時期
2019年10月頃(区の環境監査と合わせて実施)
- (2) 評価機関
ISO環境マネジメント主任審査員等の資格を持つ外部専門機関
- (3) 書面監査
 - ・環境マネジメント活動報告書(全261課施設、3年分)
 - ・環境監査報告書(年間約85課施設、3年分)
- (4) 実地監査
 - ・環境マネージャー、事務局へのヒアリング
各課施設への周知方法、研修内容、マニュアル見直しの手順など
- (5) 評価講評
 - ・改善すべき点についてのアドバイス及びデータ等の提供
- (6) 新宿区環境マネジメントの見直し
区長を本部長とする「新宿区環境基本計画推進本部」において結果講評を踏まえた見直し案を報告し、マニュアル等の改訂を行います。

4 ご意見をいただきたいこと。

今後の新宿区環境マネジメントの見直しに向け、以下の観点からご意見をお願いします。

- (1) 新宿区環境マネジメント全体に関するご意見
 - ・区民にもわかりやすい仕組みとなっているか。
 - ・マニュアル等は適切か、わかりやすい手引きとなっているか。
- (2) 平成29年度新宿区環境マネジメント活動結果について
 - ・一層の省エネ行動に取り組むための工夫
 - ・優良な取組みの積極的な公表や、各課施設の環境目標の達成状況の見える化など各課施設のモチベーションアップにつなげる方策案 など
- (3) 第三者評価の実施について
 - ・効果的に新宿区環境マネジメントを運用する仕組みづくり
 - ・環境審議会への報告など

5 ご意見の提出方法

別紙、意見表にご記入の上、12月14日（金）までにご返送をお願いします。

参考

世田谷区環境マネジメントシステム「ECO ステップせたがや」第三者評価概要

- (1) 目的
 - ・客観性の確保
 - ・取組のマンネリ化の予防
 - ・今後の改善・発展に繋がる提言の取得
- (2) 実施頻度
 - ・3年に1回、及び環境管理責任者が必要と認めるとき
- (3) 評価の視点
 - ・中立的立場からの公正な評価
 - ・システムの関連文書、記録類等の確認、評価（システムへの適合性の審査）
 - ・課、出先職場へのヒアリングによる活動実施状況の確認、評価
 - ・優良事例や改善事例の抽出、評価（有効性の審査）
- (4) 評価機関
 - 上記の目的と評価の視点に加え、実績等も考慮し、実施機関を選定。
 - ※平成29年度はISO環境マネジメントシステム主任審査員資格を持つ民間コンサルタントが実施
- (5) 評価の対象範囲
 - 世田谷区の全公共施設（約130課・施設）
 - ※訪問評価については、事務局及び6つの課・施設を対象